

第 29 回目は、労働安全衛生法の産業医をキーワードに解説を進めていきます。

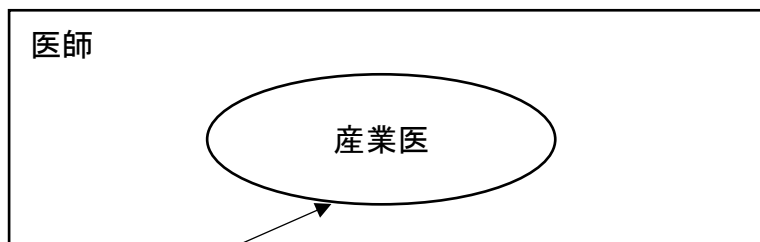
[出題実績] ○択一式 ◎選択式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	—	—	◎◎	○	○	○	—	○	—	—

まずは、医師と産業医の関係からです。

医師であれば、誰でも、産業医になれるかというところではありません。

下記のように一定の要件が必要になります。



医師＋厚生労働省令で定める一定の要件

使用する労働者数が常時 50 人以上の事業場

産業医の条文を確認します。(法 13 条)

#### 【条文】

(1 項) 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」）を行わせなければならない。

(2 項) 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

(3 項) 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

(4 項) 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

条文の2項にある【厚生労働省令で定める要件】とは

- ① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって、厚生労働大臣の指定する者（法人に限ります）が行う研修を修了した者
- ② 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であり、その大学が行う実習を履修したもの
- ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者（試験の区分が保健衛生であるもの）
- ④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限ります）の職にあり、又はあった者
- ⑤ その他厚生労働大臣が定める者

産業医になるためには、医師であることはもちろん、上記の【厚生労働省令で定める要件】を備えた者が産業医としての職務を行うことができます。

それでは、具体的に条文にある「労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」）」の内容を確認していきます。

【条文】法 14 条（産業医及び産業歯科医の職務等）

法 13 条第 1 項 の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- ①健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事  
と。
- ②長時間労働にわたる労働に関する面接指導及びこれに準じた必要な措置の実施並びに  
これらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事  
と。
- ③心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに当該検査の実施後の面接指導  
の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事  
と。
- ④作業環境の維持管理に関する事  
と。
- ⑤作業の管理に関する事  
と。
- ⑥前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関する事  
と。
- ⑦健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事  
と。
- ⑧衛生教育に関する事  
と。
- ⑨労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事  
と。

平成 28 年法改正：メンタルヘルスチェック制度

次に産業医の選任に関して確認します。

事業者は、選任すべき事由が発生したら

- 14日以内に選任
- 選任後は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書を提出

3,000人を超える場合は2人以上選任です。専属ではありません。

形態	人数要件	内容
選任	常時 50人以上 常時 3,000人を超える (3,001人以上)	産業医を選任 常時 3,000人を超える労働者を使用する事業場 ⇒ 2人以上の産業医を選任すること
専属	● 常時 1,000人以上  ● 坑内労働等の一定業務で 常時 500人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 坑内における業務</li> <li>・ 深夜業を含む業務</li> <li>・ 重量物の取扱い等重激な業務</li> <li>・ エックス線等の有害放射線に曝される業務</li> <li>・ 有害物の粉じん等が発散する場所での業務等々</li> </ul>

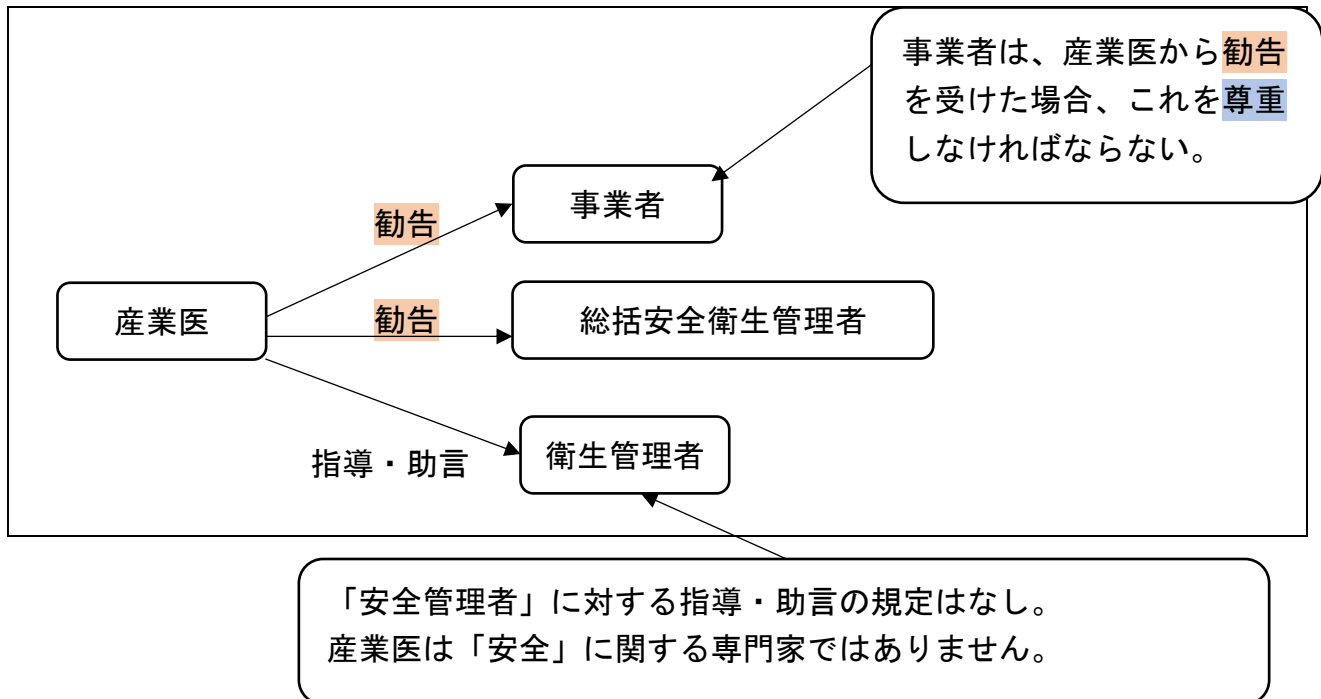
専属とは、その事業場のみに属する社員。  
つまり、産業医の資格を有している社員ということになります。

「常時 49人までの事業場（産業医の選任義務のない事業場）」に関しては、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師に健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければなりません。（努力義務）

医師ではありません。

次に産業医の具体的な職務内容を確認していきます。

①勧告、指導、助言（内容は、労働者の健康管理等に関する事項です。）



②巡視義務

産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

「安全管理者」に対する指導・助言の規定がないように「安全委員会」の構成員ではありません。

③衛生委員会の構成員（法18条の2項）

【条文】

衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、1人とする。

- ①総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- ②衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ③産業医のうちから事業者が指名した者
- ④当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

## 委員会の構成

安全委員会	衛生委員会
①総括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者（準ずる者も含む） ②安全管理者 ③安全に関して経験を有する労働者 ●①～③に関して事業者が指名した者	①総括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者（準ずる者も含む） ②衛生管理者 ③産業医 ④衛生に関して経験を有する労働者 ●①～④に関して事業者が指名した者

議長に関しては、①の委員から

①以外の委員の半数は、過半数労働組合（ないときは過半数労代表者）の推薦に基づき指名で行います。

最後に平成 29 年法改正を確認します。

産業医は下記に掲げる者以外の者のうちから選任することとする。

①事業者が法人の者にあつては、当該法人の代表者

例えば、病院の医院長や個人経営の医師に関しては、産業医として選任ができないということです。（そうでなくても繁忙な医師のため産業医には不適という考えです。

②事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

③事業場においてその事業の実施を統括管理する者

（法改正の背景）

過労死対策、メンタルヘルス対策、疾病・障害がある等の多様化する労働者の健康確保対策の重要性が増す中、産業医に求められる役割等が変化し、産業医が対応すべき業務が増加しているため。

49人までの事業場のことです。

過去問を確認していきます。

【問題】(H26年 9C)

事業者は、産業医を選任すべき事業場以外の事業場については、労働安全衛生法第13条第1項に定める労働者の健康管理等（以下本問において「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

【正解】

努力規定です。

産業医に関しては、業種（林業、鉱業…）の要件はありません。人数がポイントです。

【問題】(H24年 9E)

常時50人の労働者を使用する自動車整備業の事業場の事業者は、産業医を選任する義務があるが、厚生労働大臣の指定する者が行う労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修を修了した医師であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を産業医に選任し、当該事業場の労働者の健康管理等を行わせることができる。

【正解】

産業医に関して、業種ではなく業務として…産業医の専属（500人以上で一定の業務（坑内における業務、深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務等々））があります。

【問題】

深夜業を含む業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

【正解】

【問題】(H23年 8C)

常時60人の労働者を使用する自動車整備業の事業場においては産業医を選任しなければならないが、産業医は少なくとも毎年1回作業場等を巡視しなければならない。

【誤り】

「毎月1回」の巡視義務です。

## 選択式（平成 21 年）

## 【問題】

労働安全衛生法では、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の事業者は、産業医を選任しなければならないとされ、同法第 13 条第 3 項では、「産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な〔 D 〕をすることができる。」と定められている。

また、労働安全衛生規則第 15 条第 1 項では、「産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、〔 E 〕又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

## 【解答】

D：勧告

E：作業方法

## 選択式（平成 18 年）

## 【問題】

労働安全衛生法第 66 条の 8 の規定に基づき、事業者は、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、当該労働者の申出により、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。）を行わなければならない。

また、労働安全衛生規則第 52 条の 3 第 4 項においては、産業医は、当該労働者に対して、当該申出を行うよう〔 E 〕することができる旨規定されている。

## 【解答】

E：勧奨

（完）